

徳島県選挙管理委員会告示第百五十三号

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び「印し」の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のようて定める。

令和七年十一月十一日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び「印し」の交付に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定に基づく収支報告書等の閲覧及び「印し」の交付に関する規程（昭和五十年徳島県選挙管理委員会告示第五十三号）の一部を次のようて改正する。

第一条中「書面又は」を「書面」に改め、「政治資金監査報告書」の下に「又は同法第十九条の十四の一第四項の規定による確認書」を加える。

第二条第一項中「又は」を「及び」に、「を請求しようとする者（以下「請求者」といふ。）」を「の請求」に、「提出し」を「提出してし」に改め、同条第一項中「ときは、請求者」を「ときは、同項の請求をした者」に、「委員会は、請求者」を「委員会は、当該者」に改める。

第四条第一項中「請求を」を「印しの交付の請求（以下「交付請求」といふ。）」に、「当該請求」を「当該交付請求」に改め、同条第一項中「請求者」を「交付請求をした者（以下「交付請求者」といふ。）」に改め、同条第三項中「第一項の規定による請求」を「交付請求」に、「が著しく」を「の印しが著しく」に、「当該請求が」を「当該交付請求が」に、「すべて」を「全て」に、「第一項の規定による交付をする」と「を交付すること」に、「当該請求に」を「当該交付請求に」に、「の印し」を「の印しのうち」に、「第一項の規定による交付をし」を「交付し」に、「ひとつては」を「の印しについては」に、「同項の規定による交付をすれば」を「交付すれば」に、「同項に」を「第一項に」に、「請求者」を「交付請求者」に改め、同項第一号中「この項」を「この項の規定」に改め、同項第一号中「について第一項の規定による」を「の印しについて」に改め、同条第四項中「第一項の規定による」を「収支報告書等の」に改める。

別記様式中

収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書

を

収支報告書 監査意見書 政治資金監査報告書
確認書

に改める。

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。